

令和8年度にこにこすくーる朝時間・特別朝時間利用について

必要と認められる児童については、学校の長期休業期間中(土曜日を除く)午前8時30分からの朝時間や、午前8時15分からの特別朝時間を利用することができます。

1 概要

(1) 利用要件

朝時間利用(午前8時30分から)

保護者が出勤のため自宅を出る時間が午前8時30分以前であること

特別朝時間利用(午前8時15分から)

保護者が出勤のため自宅を出る時間が午前8時15分以前であること

就労以外の場合でも、下記事由にて申請可能です

- 出産(産前産後を通して16週間) 育児休業中は利用要件の対象外
- 通院(通院のため自宅を出る時間が上記の利用要件を満たしている場合)
- 入院(長期入院加療中)
- 自宅療養(常時病臥状態等、保育が困難である場合)
- 看護・介護
(居宅外にて看護・介護が必要であり、そのために自宅を出る時間が上記の利用要件を満たしている場合)

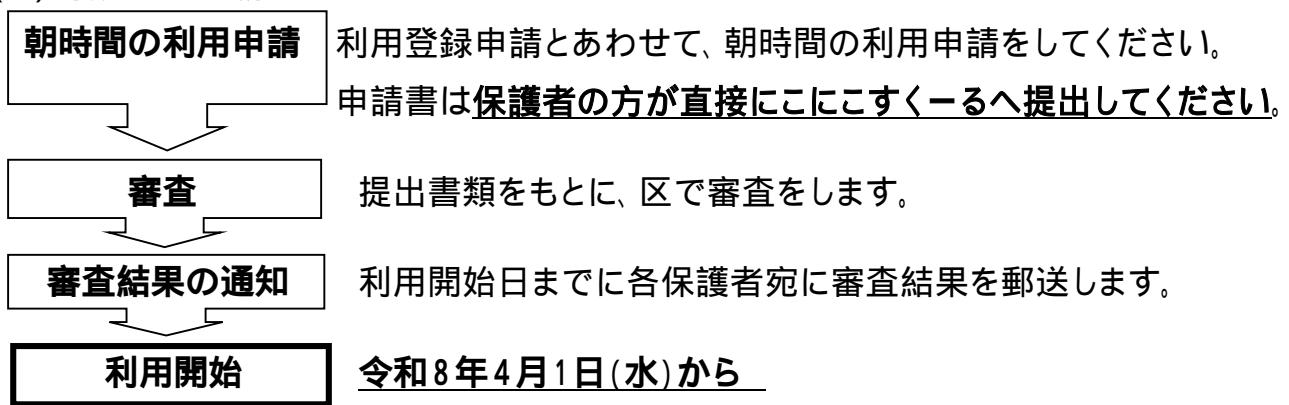
(2) 実施日

荒川区立小学校の長期休業期間(春・夏・冬休み) 土曜日を除く

学校休業日や土曜日については、通常どおり午前9時からの受け入れです

(3) 料金 無料

(4) 利用までの流れ



就労状況等に変更が生じた場合は朝時間等利用変更申請書を提出してください。また、就業証明書等の添付書類の内容に変更がある場合は、変更後の状況を記載した書類をご提出ください。

上記の利用要件を満たさなくなった場合は朝時間等利用中止届をご提出ください。
様式はにこにこすくーるで配布しています。(荒川区HPからもダウンロード可)

2 朝時間の利用申請方法について(にこにこすくーる利用登録申請は別途手続きが必要です)

(1) 利用申請期間　にこにこすくーるにより異なります

にこにこすくーるの申請期間

○令和8年4月1日(春休み)より利用する場合

各にこにこすくーるへお問い合わせください。

○夏休み以降に新規で利用する場合

夏休み開始日(7月21日)から利用 ... 令和8年6月11日(木)～6月25日(木)

冬休み開始日(12月26日)から利用 ... 令和8年11月11日(水)～11月25日(水)

春休み開始日(令和9年3月26日)から利用...令和9年2月10日(水)～2月25日(木)

上記期間後に申請があった場合は、利用開始日が遅れる可能性があります。

(2) 提出場所　申請先のにこにこすくーる

(3) 提出書類

必要書類		保護者の状況	就労	出産	通院	入院	自宅療養	看護	介護
必須	にこにこすくーる朝時間等利用申請書								
添付書類 保証者1名につき 1枚提出	就業証明書 事業所記入 母子手帳の写し 医師の診断書等の写し 被看護・被介護者の診断書、 手帳、介護認定通知書等の写し								

(4) 提出書類の説明

就業証明書(にこにこすくーる朝時間等利用申請用)について

- ・令和7年10月1日以降に発行(証明)されたものを提出してください。
- ・「事業所(代表者)記入欄」は、事業所の担当者にご記入いただいてください。
(電子端末による作成でも構いません。事業所(代表者)印は不要です。)
- ・「通勤時間(片道)通勤方法」は、保護者の方が記入してください。
- ・令和8年度学童クラブの利用申請をしている場合は、学童クラブ用の就業証明書の写しにて代用可能です。

母子手帳の写し

表紙と出産予定日の記載のあるものを提出してください。

医師の診断書等の写しについて

- ・3か月以内に発行されたものを提出してください。
- ・利用開始日以降も当面その状態が続くことが分かるように記載してください。
- ・入院の場合は入院期間、通院の場合は通院頻度、自宅療養の場合は常時病臥状態のため児童の適切な保護ができないことが分かるように記載してください。

被看護・被介護者の診断書、手帳、介護認定通知書等の写しについて

- ・診断書は3か月以内に発行され、療養期間等のわかるものを提出してください。
- ・手帳の場合は、級・度数が分かるものを提出してください。